

第二回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會議録第二十四号

昭和二十三年四月二十七日(火曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

委員 松野 頼三君 理事 門司 亮君

理事 矢尾喜三郎君 理事 高岡 忠弘君

理事 川橋豊治郎君 理事 小春藤三郎君

大内 一郎君 大村 清一君

中島 守利君 笠原 貞造君

矢後 嘉藏君 松澤 兼人君

松谷天光君 高橋 長治君

小枝 一雄君

出席國務大臣

國務大臣 吉米地義三君

出席政府委員

總理廳事務官 鈴木 俊一君

國家地方警察本 齋藤 昇君

部長官

委員外の出席者

専門調査員 有松 昇君

四月十五日

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第四一號)

四月十五日

警察法実施に伴う警察費全額國庫負

担等に関する請願(松澤兼人君外四

名紹介)(第四四〇號)

地方自治法の一部を改正する請願

(坂東幸太郎君紹介)(第四八九號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第四一號)

神戸市の朝鮮人騷擾事件に関する件

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員会を開会いたします。本日の日程は、地方自治法の一部を改正する法律案並びに消防法案起草に関する件であります。

なお、その前にちよつと報告事項があります。委員の異動を御報告いたします。それはこのたび石田一松君、渡辺良夫君、外崎千代吉君が辞任されました。高橋長治君、坂田道太君、矢後嘉藏君、小枝一雄君が選任になりました。高橋長治君を御紹介いたします。

○高橋(長)委員 ただいま御紹介をいただきます。たゞ民主黨の高橋長治でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○坂東委員長 この際一言だけ御報告申し上げます。去る二十一日委員会有志として浜松事件の視察に参りました。それは私と門司君、千賀君、それから崎川書記であります。向うに参りまして市長、知事、公安委員並びに署長等二十名集まりまして、その事件の内容を聴き、また新警察法適用の状態及び運営状態等を聞いたのであります。要するにあの事件は昨年からのことでありまして、すなわち朝鮮人側と小野組に確執がありまして、それによるの關係が起りました結果、あ

あいう事件が起つたのであります。その運用並びに適用の状態を聴きますと、新警察法を十分理解せぬという状態もあります。種々なる關係があります。新警察法に対する改正の希望

の点もありますが、あとから別の機会に詳しく御報告申し上げます。迄参りましたことをお知らせ申し上げます。

○坂東委員長 それでは地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。吉米地官房長官から説明を求めます。

地方自治法の一部を改正する法律案  
第二條第二項の次に次の二項を加える。  
前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

一 地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。  
二 公園、運動場、廣場、綠地、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

三 上水道その他の給水事業、下水道事業、電氣事業、ガス事業、電車事業、自動車事業、船舶その他の運輸事業その他企業を經營すること。  
四 ドック、防波堤、波止場、倉庫、上屋その他の海上又は陸上輸送に必要な營造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使

用する権利を規制すること。  
五 学校、研究所、試験場、図書館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育學藝、文化、勸業に関する營造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。  
六 病院、隔離病舎、療養所、消毒所、産院、住宅、宿泊所、食堂、浴場、共同便所、質屋、授産場、託兒所、養老院、慈善院、少年教護施設、留置場、屠場、じんかい処理場、汚物処理場、火葬場、墓地その他の保健衛生、社会福祉等に関する營造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

七 清掃、消毒、美化、騒音防止、風俗又は清潔を汚す行為の制限その他の保健衛生、風俗のじゆん化に関する事項を処理すること。  
八 防犯、防災、罹災者の救護等を行うこと。  
九 未成年者、貧困者、病人、老衰者、寡婦、不具者、浮浪者、精神異常者、めいいてい者等を救助し若しくは保護し、又は看護すること。  
十 森林、牧野、土地、市場、漁場、共同作業場の經營その他公共の福祉を増進するために適当と認められる収益事業を行うこと。

と。  
十一 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。  
十二 発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。  
十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。  
十四 普通地方公共團體の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。  
十五 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。  
十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。  
十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。  
十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收受すること。  
十九 当該普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整をすること。  
二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、

と。  
十一 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。  
十二 発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。  
十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。  
十四 普通地方公共團體の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。  
十五 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。  
十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。  
十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。  
十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收受すること。  
十九 当該普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整をすること。  
二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、

と。  
十一 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。  
十二 発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。  
十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。  
十四 普通地方公共團體の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。  
十五 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。  
十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。  
十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。  
十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收受すること。  
十九 当該普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整をすること。  
二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、

と。  
十一 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。  
十二 発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。  
十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。  
十四 普通地方公共團體の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。  
十五 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。  
十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。  
十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。  
十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收受すること。  
十九 当該普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整をすること。  
二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、

と。  
十一 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。  
十二 発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。  
十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。  
十四 普通地方公共團體の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。  
十五 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。  
十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。  
十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。  
十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收受すること。  
十九 当該普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整をすること。  
二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、

と。  
十一 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。  
十二 発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。  
十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。  
十四 普通地方公共團體の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。  
十五 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。  
十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。  
十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。  
十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收受すること。  
十九 当該普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整をすること。  
二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、

と。  
十一 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。  
十二 発明改良又は特産物等の保護奨励その他産業の振興に関する事務を行うこと。  
十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。  
十四 普通地方公共團體の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。  
十五 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。  
十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。  
十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。  
十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收受すること。  
十九 当該普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整をすること。  
二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、

分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴収すること。  
 二十一 基本財産又は減債基金その他積立金数等を設置し、又は管理すること。  
 普通地方公共団体は、次に掲げるような、國の事務を処理することができない。  
 一 司法に関する事務  
 二 刑罰及び國の懲戒に関する事務  
 三 國の運輸、通信に関する事務  
 四 郵便に関する事務  
 五 國立の教育及び研究施設に関する事務  
 六 國立の病院及び療養施設に関する事務  
 七 國の航行、氣象及び水路施設に関する事務  
 八 國立の博物館及び図書館に関する事務  
 同條第三項の次に次の二項を加える。  
 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府縣の條例に違反してその事務を処理してはならない。  
 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行爲は、これを無効とする。  
 第九十六條第一項を次のように改める。  
 普通地方公共団体の議會は、左に掲げる事件を議決しなければならない。  
 一 條例を設け又は改廃すること。  
 二 歳入歳出予算を定めること。

三 決算報告を認定すること。  
 四 法律又は政令に規定するものを除く外、地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に関すること。  
 五 法律又は政令に規定するものを除く外、違法に賦課又は徴収された地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の拂戻しに関すること。  
 六 基本財産又は減債基金その他積立金数等の設置、管理及び処分に関すること。  
 七 條例で定める財産の取得又は処分及び營造物の設置又は処分すること。  
 八 歳入歳出予算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負担をし、負担附寄附又は贈與を受け、及び権利を放棄すること。  
 九 條例で定める契約を結ぶこと。  
 十 普通地方公共団体がその当事者である異議の申立、訴願、訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。  
 十一 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。  
 十二 普通地方公共団体の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整に関すること。  
 十三 その他法律又は政令により議會の権限に属する事項  
 第九十七條に第一項乃至第三項として次の三項を加える。  
 普通地方公共団体の議會における條例の制定若しくは改廢又は歳入歳出予算に関する議決について

異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除く外、その議決の日から十日以内の理由を示してこれを再議に付することができる。  
 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに條例の告示その他必要な措置を講じなければならない。  
 前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。  
 第九十三條及び第九十二條中「第九十二條」の下に「第二項及び」を加える。  
 第九十七條中、及び第九十九條第五項を並びに第九十九條第五項及び第九十七條第三項に改める。  
 第二百十三條に次の六項を加える。  
 普通地方公共団体は、條例で定める特に重要な財産又は營造物については、当該普通地方公共団体の選挙人の投票においてその過半数の同意が得られないときは、当該財産又は營造物の独占的な利益を興えるような処分又は十年を超える期間にわたる独占的な使用の許可をしてはならない。條例で定めるその他の財産又は營造物については、議會において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られないときも、また、同様とする。  
 前項の規定は、國又は公共団体に対する処分又は使用の許可につ

いては、これを適用しない。  
 第二項の投票を行うべき場合において、その旨の当該普通地方公共団体の長の通知があつたときは、選挙管理委員会は、その日から六十日以内に、これを選挙人の賛否の投票に付さなければならない。  
 前項の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。  
 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第四項の規定による投票にこれを準用する。  
 第四項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解散の投票と同時にこれを行うことができる。  
 第九十七條に次の二項を加える。  
 分担金を徴収する條例は、普通地方公共団体の議會又はその常任委員会において予め公聴会を開き、眞に利害關係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴かなければ、これを設け又は改正することができない。  
 前項の公聴会を開く場合においては、その開催の日前二十日までに、開催の日時、場所及び案件を適當な方法で公表しなければならない。新聞紙で公表する場合には、その日から七日目ごと

に、また、同様公表しなければならない。  
 第二百四十三條第一項の次に次の一項を加える。  
 財産の賣却、讓渡及び貸與、工事の請負並びに物件、勞力その他の供給に関する普通地方公共団体の議会の議決で條例で定めるその重要なものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。  
 第二百四十三條の二 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長、出納長若しくは収入役又は、その他普通地方公共団体の職員について、公金の運法若しくは不當な支出若しくは浪費、財産の運法若しくは不當な処分、特定の目的のために準備した公金の目的外の支出、違法な債務その他の義務の負担、財産若しくは營造物の違法な使用又は運法若しくは権限を超える契約の締結若しくは履行があると認めるときは、その事実を証する書面を添え、監査委員に対し、監査を行い、当該行爲の制限又は禁止に関する措置を講ずべきことを請求することができる。  
 前項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、二十日以内に監査を行い、請求に係る事実があると認めるときは普通地方公共団体の長に対し当該行爲の制限又は禁止を請求し、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨を第一項の規定による請求人に通知しなければならない。  
 前項の規定による監査委員の請求があつたときは、普通地方公共

團體の長は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員及び第一項の規定による請求人に通知しなければならぬ。

前二項の規定による監査委員若しくは普通地方公共団体の長の措置に不服があるとき、又はこれらの者が措置を講じないときは、第一項の規定による請求人は、最高裁判所に對し、当該職員の違法又は権限を超える当該行為の制限若しくは禁止又は取消若しくは無効若しくはこれに伴う当該普通地方公共団体の損害の補てんに関する裁判を求めることができる。

監査委員を置かない市町村においては、第一項の規定による請求は、市町村長に對してこれをし、第二項及び第三項の規定による監査委員及び普通地方公共団体の長の職務は、市町村長が自らこれを行う。

第二百六十二條第二項中「解散の投票」の下に若しくは第二百十三條第四項の規定による投票」を加える。

第二百六十四條に次の一項を加える。

第二條第三項及び第四項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第二百八十一條に次の一項を加える。

附則  
第一條 この法律は、昭和二十三年

五月十五日から、これを施行する。

第二條 昭和十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間に於いて、市町村の区域の変更があつたときは、その変更に係る区域の住民は、第七條の規定にかかわらず、本條の定めるところにより、従前の市町村の区域でその市町村を置き、又は従前の市町村の区域の通りに市町村の境界変更をすることが出来る。

前項の処分は、政令の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に對し、変更に係る区域の住民で選挙人名簿に登録されている者の総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、これを請求しなければならぬ。

前項の請求があつたときは、選挙管理委員会は、請求を受理した日から三十日以内に、当該区域が従前属していた市町村の選挙人の投票に付さなければならぬ。

第二項の規定による区域が現に存する他の市町村に属していた場合においては、前項の投票に関する事務は、同項の規定にかかわらず、その市町村の選挙管理委員会がこれを管理する。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第三項の投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、委員会の報告に基づき、都道府県知事は、当該都道府県の議会の議決を経て市町村の設置分合又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

前項の場合において第一項の市町村の区域の変更に伴い処分した財産があるときは、現に存する市町村は、これが現に存する限度において、議会の議決を経てその変更に係る区域が従前属していた市町村に返還しなければならぬ。

前項の財産処分による届出を受理したときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならぬ。

政令で特別の定款するものを除く外、地方自治法第二編第四章の規定は、第三項の規定による投票にこれを準用する。

第二項の請求は、この法律施行の日から二年以内に限り、これを行うことができる。

第三條 法律又は政令に特別の定めがある場合を除く外、この法律施行の際現になされてゐる地方公共団体の財産又は營造物の使用の許可で改正後の地方自治法第二百十三條第二項の規定に基づく條例により定められた独占的な使用の許可に該當するものは、この法律施行の日から十年以内に、夫々改正後の同條の規定による手続を経て必要な同意を得なければ、この法律施行の日から十年を経過したときは、將來に、向つてその効力を失う。

第四條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

○苦米地國務大臣 この委員会に付託

になりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要なる事項の概略を御説明申し上げます。

地方自治の民主化とその健全なる運営を旨として、昨年五月三日新憲法施行と同時に施行せられたのであります。その後における運用の突進に鑑み、さらに住民自治の本旨を具現し、その民主化を徹底するために、昨年の十二月、相当範囲にわたりました第一次の地方自治の改正が行われましたことは、各位の御承知の通りであります。今回の改正の骨子は、地方公共団体の権能を一層拡充いたし、地方公共団体の議会とその長との関係の調整につきまして、さらに一歩を進めた措置を講ずることといふすばか、地方自治運営における腐敗を防止し、その公正を確保するため、住民の自治の範囲を拡張する等の措置を講じようとするものでございまして、これを要するに、第一次の地方自治法改正の趣旨を敷衍いたしまして、さらにこれを徹底しようとするものにはかならないのであります。

まず地方公共団体の権能に關する規定の整備について申し上げます。現在地方公共団体の権能として処理すべき事務の範囲は、抽象的な辭句を用いて地方自治法に規定されてゐるのであります。そのまゝでは地方公共団体の処理する事務の内容が明瞭でありませぬので、新たに地方公共団体の権能を個々具体的に例示することにしたのであります。

次に地方公共団体の議会の権限の拡

充についてであります。地方自治法施行後の実情に顧み、議会の議決事項として、納税者の保護、地方公共団体の重要な経済行為等の適正な処理に遺憾なきを期するため、議会の議決事項の範囲を拡充することとしたのであります。

第三点は、地方公共団体の議会と長との関係の調整であります。都道府県知事、市町村長等の地方公共団体の長と地方議会との関係は、両機関の相互均衡の上に地方自治の調和ある運営を期することが、地方自治法の根本的な趣意であります。すでに御承知の通りであります。しかしてかかる制度のもとにおきましては、いわゆる拒否権の制度が認められてゐるのが通例であります。この拒否権に相當する制度としては、現行地方自治法におきましては、違法ないしは権限越の議決等の特定の場合に限られてゐるのであります。今回さらに條例の制定もしくは改廢または歳入歳出予算に關する議決について、全般的に拒否権の制度を認め、執行機關としての責任上議会对して反省を促す機会を與へることとした次第であります。

第四点は、住民の直接参政の範囲の拡充等による腐敗行為の防止及び公正の確保に關する新たな措置に關するものであります。

まずその第一は、地方公共団体の財産または營造物に特に重要なものについて一定の独占的な処分または使用の許可をしようとするときは、あらかじめ住民の一般投票に付して、過半数の同意を得なければならないこととしたことであります。またその他の比較的重要な財産または營造物に關する独占

的な性質を有する処分または使用の許可については、議会における出席議員の三分の二以上の者による議決を要することとしたのであります。

その第二は、出納長もしくは収入役その他地方公共団体の職員職務上の地位の濫用による公金または財産遺物の違法または不当な処理について、住民による矯正権の制度を法定し、これによつて住民の信託に基く地方公共団体の公共の利益の擁護に違算なからんことを期した次第であります。

その第三は、分担金を徴収する條例の制定または改正については、必ず公聴会を開いて関係者の意見を聴き、いやくも不公平にわたることなきを期したのであります。

最後に、昭和十二年七月七日より同二十年九月二日に至るまでの間に行われたいわゆる戦時中の町村の市への編入等につきまして、とかくの世論のある事情に鑑みまして、法律施行後二年以内を限つて、編入せられた町村住民の希望によつては、その分離を認めようとする規定を附則において規定いたしました次第であります。

以上今回の地方自治法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略の説明をいたしました。なお、詳細につきましては政府委員より御説明を申し上げることといたします。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御協賛あらんことを御願いたします。

○坂東委員長 総理藤野自治課長。○鈴木(俊)政府委員 地方自治法の一部を改正する法律案の理由及び主要なる事項の概略につきましては、ただいま官房長官から御説明申し上げた通りであります。以下いさししく内容を

立ち入り、その詳細について説明を附け加えたいと存じます。

先ほどの説明にもございましたごとく、その改正の主要なる第一点である地方公共団体の権能に関する規定の整備につきましては、従来地方公共団体の権能として処理すべき事務の範囲は、一般的には地方自治法第二條において規定されているのであります。その規定の形式は、きわめて抽象的であり、事務の範囲を具体的に明示していない結果、解釈上種々の疑問を生ずるのみならず、一般の理解を得ることがすこぶる困難な実情にあつたのであります。これらの点に鑑みまして、今回同條に新たに地方公共団体の権能を具体的に例示することにいたしましたと同時に、地方公共団体は、國の固有の事務を処理することはできず、また事務の処理にあつては法令に違反することができない旨を規定して、その処理し得べき事務の限界を明確ならしめんとしたのであります。

第二点の地方公共団体の議会の権限の拡充につきましては、御承知のごとく、地方自治法におきましては、議会の長とは議決機関と執行機関、あるいは意思機関と理事機関としてのおの／＼対等の立場に立ち、それ／＼興えられた自己の権限を行使し、相互に相牽制して、円満な地方自治の進展に資せしめることとされておるのであります。が、地方公共団体に関する重要な事件については、できるだけ住民の直接の代表者である議会にも関與せしめることが適當であることは申すまでもありません。よつてこのたびさらに違法に賦課または徴収された地方税等の拂戻し、特定の財産、營造物の取得、設置

または処分、特定の契約の締結、地方公共団体がその当事者である斡旋、調停、仲裁に関すること及び法律上その義務に属する損害賠償等を附加し、議会の議決事項の範囲を拡充いたしました。これら事務の処理が住民の代表の意思に基いて常に適正に行われることを期することとしたのであります。

第三点の地方公共団体の議会と長との關係の調整につきましては、現在すでに都道府県知事、市町村長等の地方公共団体の長と地方議会との關係は、いわゆる大統領制度に近似した制度となつております。これは御承知の通りであります。しかしながら、さらにいわゆる大統領制度のもとに採用されている一般的拒否権の制度を認めることによつて、議会と長との關係の一層適切な調整をはかり、おの／＼その特色を發揮せしめることは、自治運営の適正をはかる上に必要な措置であると存せられるのであります。よつて現行の議会の議決または選挙が、その権限を超え、または違法な場合、議決が収入支出に關して執行することができないものがあることと認められる場合及び法令による経費または義務に基く経費ないしは非常災害による應急復旧費もしくは傳染病予防費の削減ないし減額がなされた場合に限り認められていた特別の拒否権のほか、新たに一方で議会の権限の拡充をはかるのに對應し、また他面長に対して一般的拒否権を與えることとしたのであります。すなわち先ほどの説明にもありましたように、地方公共団体の長に対し、條例の制定もしくは改廃または歳入歳出予算に關する議会の議決について異議があるときは十日以内に理由を示してこれ

を再議に付することが出来るものと、議会がそれにもかからず三分の二以上の多数で再度議決をしたときは、その議決は確定するものとしたのであります。

第四点の住民の直接参政の範囲の拡充等による腐敗行為の防止及び公正の確保に關する新たな措置につきましても申し上げました。

まず地方公共団体の重要な財産または營造物の独占的な利益を與えるような処分または長期にわたる独占的な使用の許可については、財産または營造物の取得等につきましては、條例の一般的規定に従ひまして処理をいたしておつたのであります。地方公共団体の特に重要と認められた財産または營造物については、独占的な性質を有する処分または使用は、元來住民に平等に與えらるべき財産または營造物の利用の權利に對する重大な制限であります。特に慎重を期すべきであるのみならず、かかる措置が公共の目的上ないしは地方公共団体の財政上の要求により眞にやむを得ないものであるとしても、このような行為に往々にして伴いやすい腐敗行為は、極力これを防止するに努むべきでありまして、その手段としては、住民の最終の審判を経た上で決することが、最も適當であると考へられるのであります。またその他の比較的重要な財産または營造物に關する独占的な性質を有する処分または使用の許可については、議会における出席議員の三分の二以上の者による議決を要することとしたのであります。同様の趣旨に出するものであります。その第二の出納長もしくは収入役を

の他地方公共団体の職員職務上の地位の濫用による不正行為の住民による矯正の請求は一人でもなし得るのでありまして、まず監査委員に對して監査を促し、監査委員の監査に基いて、地方公共団体の長が必要なる措置を講じて、その違法または不当なる行為の制限または禁止をなす制度であります。

もし監査委員または地方公共団体の長の措置に不服があるとか、これらの者が必要な措置を講じないような場合には、請求人たる住民は、さらに裁判所に出訴する途を與えられるのであります。これによつて住民の信託に基く地方公共団体の公共の利益の擁護に違算なからんことを期してあるのであります。

その第三の分担金を徴収する條例の制定または改正の際の公聴会の開催の趣旨とするところは、申すまでもなく分担金の徴収は、利害關係が錯雜し、公正を失うおれがある場合が少なくないので、地方議会または常任委員会において開催する公聴会によつて關係者の意見を聴き、できるだけ公正にこれを賦課徴収することを目的としてのものであります。分担金が特に数人もしくは一部の者から特定事件について徴収するものである点を重視し、條例の審議に特別の手續を加えた次第であります。

最後のいわゆる戦時中の町村の市への編入等は、御承知のごとく戦時において軍需工業施設が隨所に大擴張を遂げ、そのため附近町村を編入して大都市の出現を見たというような例が少なくないのであります。終戦後においてはこれらの都市は工業施設を灰燼と化し、あるいは予定の工業等の設置を見

ないこととなり、またあるいは賠償の  
対象物に指定を受ける等、少くともそ  
の当初の存立の基礎の大半を喪失した  
実情に立ち至つた次第でありますの  
で、この現実の事態を率直に認めまし  
て、編入せられた町村のうち、旧に復  
することを希望するものがあります。す  
ば、それらの者の請求に基づき、関係住  
民の一般投票を行い、その結果、過半  
数の賛成がありました場合には、その  
希望をかなえることができるようにい  
たした次第であります。

以上で今回の地方自治法の一部を改  
正する法律案の内容の概要の説明をい  
たしたのでありますが、さらに御質疑  
等がございますれば、個々の規定につ  
きお答え申し上げます。

○坂東委員長 お諮りいたします。こ  
の改正案は相当範囲の廣いものであり  
ますから、一般の質疑並びに逐條審議  
等は、次の機会にすることに御異議あ  
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○坂東委員長 ではそういうことにい  
たします。

○坂東委員長 それでは次に消防法案  
起草に関する件を議題に供します。な  
おこの件につきましては以前の委員会  
におきまして、字句の修正等は委員長  
一任となつておりました。委員長は字  
句その他について検討をなしました  
が、法務廳あるいは法制部長から字句  
に対していろいろ意見がありました。  
そういう関係でさらさらためて字句  
の修正について検討を加えようといふ必  
要が生じてまいりました。従つてそれ  
らに検討を加えまして、できましたな  
らば関係方面の承諾を求めることにな

つておりますが、さらにあらためてそ  
の委員長に御一任願えませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさように決定  
いたします。

なお神戸事件に關しまして、警察本  
部長官齋藤昇君より説明を求めること  
にいたしました。

○齋藤(昇)政府委員 神戸事件につき  
ましては、すでに新聞等で御承知の通  
りでございます。警察といたしまし  
ては遺憾の意を表する次第でありま  
す。

兵庫縣におきましては、去る四月十  
四日に朝鮮人学校五校に對しまして閉  
鎖命令を發したものであります。ところ  
が彼らは依然授業を継続いたします  
一方、朝鮮人の團体の幹部生徒父兄等  
約七十名が、去る十四日午後一時ごろ  
副知事に面会を求めまして、閉鎖命令  
の撤回を強要いたしましたのであります  
が、これを拒否されました。同四時  
ごろから居坐り職衛に出でまして、副  
知事室を占拠いたしました。翌十五日  
午後五時に至りまして退去しなかつ  
たのであります。警察は關係方面と連  
絡をとりまして、不法占拠者全員を住  
居侵入罪として檢挙いたしました。市  
内の警察署に留置をしたのでありま  
す。これを知りました朝鮮人連盟にお  
きましては、各小学校に四、五百名ず  
つ集合いたしました。これに対する対  
策を協議をいたしました。検挙者の  
釈放運動を活発に展開いたしました。

四月二十三日の午前十時に縣廳知事室  
におきまして、知事、副知事、檢事  
正、市の警察局長等が參集をいたしま  
して、学校の閉鎖強制執行に關する打  
合會議をやつておりましたところが、

そこへ朝鮮人が三々伍々縣廳内外に押  
し寄せまして、十一時ごろには知事室  
に二、三百名、縣廳の周辺に數百名が  
集結いたしました。スクラムを組んで  
氣勢をあげ、器物、建物を破壊いたし  
まして、知事室と外部との連絡を断つ  
たのであります。警察は事態を重視し  
たしまして、國家、自治兩警察から約  
千五百名を非常招集いたしました。縣  
廳前の朝鮮人を退散せしめます。一  
方、知事室内外の朝鮮人に退去を強制  
すべく努力をいたしましたのであります  
が、朝鮮人の猛烈な抵抗を受けまし  
て、知事等の安全なる救出は、朝鮮人  
に對する強制力によつては目的を達す  
ることが不可能であるという判断を下  
しました。當時ここに參りました進駐  
軍のM P關係の人たちと相談をいたし  
まして、強制退去の實力行使に出でな  
かつたのであります。歌禁中の知事、檢事  
正、市長等は、五時二十分ごろ遂に、  
彼らの要求する朝鮮人学校の閉鎖命令  
を撤回する、朝鮮問題に關しては今後  
朝鮮人教育委員会等と協議をする、朝  
鮮人特殊学校は許可あるまで從來通り  
認める、事件に關する不法行為者は一  
切処罰をしない、学校明渡し命令は  
撤回するといふように、全面的に彼ら  
の要求を承認し、檢事室の朝鮮人を全  
部釈放し、同六時彼らは散會したとい  
う報告に接しては、あります。

そこで神戸地区司令官は、その日の  
午後十時ごろ、非常事態を宣言いたし  
まして、警察は密兵司令官の指揮のも  
とに關係朝鮮人の檢挙に當ることに相  
なつたのであります。ただいままで受  
けております報告によりますと、朝鮮  
人の關係者約千二百人ほど、すでに逮

捕したという報告を受けているような  
次第であります。詳細はたゞいま溝淵  
次長が出張いたしました取調べている  
次第であります。一應われわれの報  
告を得ておりますのは、ただいま申し  
上げたような状況でございます。

○坂東委員長 次会は三十日の午前  
開くことにいたします。本日はこれ  
をもつて散會いたします。

午後二時三十八分散會

昭和二十三年六月二十九日印刷

昭和二十三年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局